

## 南芦屋浜地区の南護岸における釣り協議の経緯について

### 1 住民合意形成に向けた方針

南芦屋浜地区南護岸（以下、「南護岸」）の利用の在り方については、後記の経緯において、また現在においても、様々な意見が出されています。

現在、県と芦屋市（以下「市」）では、南護岸の巡回を行い、確認した迷惑行為の客観的なデータを蓄積しています。また、これまでの南護岸の利用状況<sup>※1</sup>についてもHPに掲載しています。同じデータを見ても、ある方は「この程度なら受忍すべきだ」と言われ、別の方は「これはひどい」と言われるなど、人によって評価が正反対になることも珍しくありません。

南護岸が「全ての人々が気持ちよく利用できる海岸」にしていくためには、関わる方々が、それぞれ、お住まいの場所や年齢、立場などに差異があることを認め合い、異なる意見にも耳を傾け、オープンに議論しながら、合意形成を目指していく必要があります。

特に、「自らが南護岸の近隣住民ならどう感じるか」あるいは「釣りを楽しみたい人ならどう思うか」など相反する意見も含めて多角的な視点を共有しながら議論を深めていくことが重要です。

こうした考えから、県では今後、合意形成の専門家の意見も参考に、芦屋市と緊密に連携しながら、対象者を限定せず幅広い層の皆様に議論に参画いただく場を設けつつ、決定プロセスに透明性のある丁寧な調整を進めていきます。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

※1 南護岸及び周辺の利用状況は、兵庫県ホームページに掲載しています。

→[兵庫県／阪神南県民センター尼崎港管理事務所](#)

### 2 これまでの経緯

#### ○ 平成30年台風21号による高潮被害まで

- 平成9年 埋立工事が完了し、順次分譲開始(H10～業務用地、H15～住宅用地)
- 平成11年 南芦屋浜地区護岸引継(兵庫県公営企業管理者から兵庫県知事へ)
- 平成20年 南護岸背後の住宅地(涼風町)の分譲開始  
ゴミ、悪臭、騒音、不法駐車による苦情が絶えなかった。
- 平成30年 台風21号による高潮被害  
涼風町では高潮により住宅地の道路が冠水。護岸の転落防止柵が約1キロに渡って倒れたほか、床上浸水が17件、床下浸水が143件以上発生。

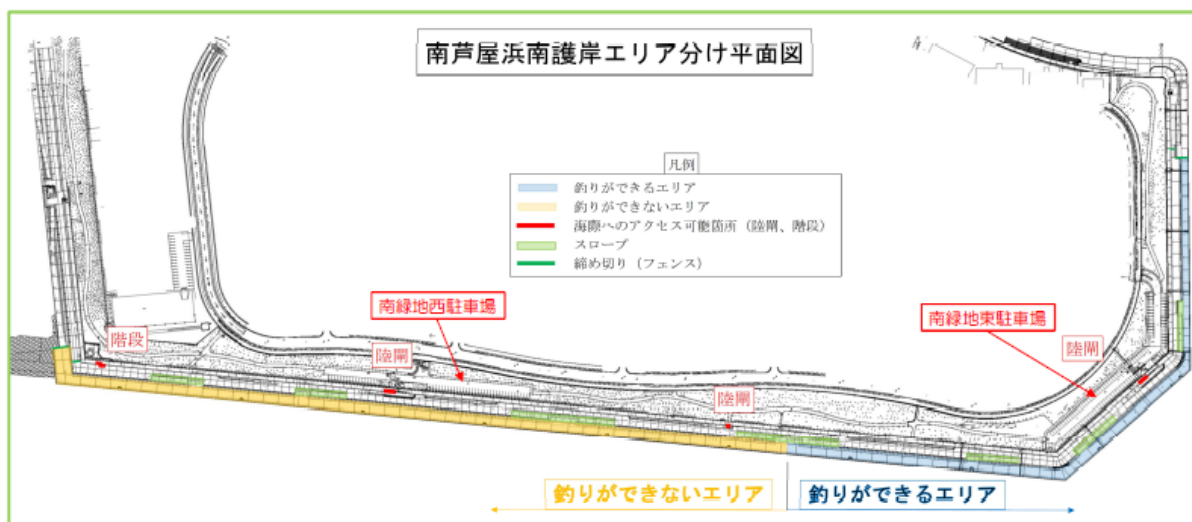
○ 工事完了後の護岸利用について

- ・ 令和3年8月  
東護岸及び南護岸（東側）の工事が完了。工事期間中、護岸は立入禁止。
- ・ 令和4年10月28日  
試験開放を開始（釣りが可能となった）  
区間 約550m  
(東護岸:約160m、南東護岸:約130m、南護岸東側:約260m)  
時間 6時～20時
- ・ 令和4年12月15日  
開放時間の変更（6時～20時→8時～20時）。
- ・ 令和5年8月3日  
「南護岸環境対策委員会（詳細は後述）」との協議により、南護岸全体を、「釣りができるエリア（東側約550m）」と「釣りができないエリア（西側約650m）」とするゾーニングを開始。  
リンク：[南芦屋浜南護岸等の試験開放におけるエリア分けの実施について](#)

[試験開放に係る護岸管理の取り組み]

- ・ 南護岸の管理委託業者による夜間警備及び日中巡回
- ・ ひょうごアドプト活動<sup>※2</sup>による清掃活動
- ・ 県市による巡回  
(目的：利用実態把握や「釣りができないエリア」での釣り客への啓発)

※2 県管理の河川、道路、海岸等で、ボランティアで清掃活動等を行う際に、県・市町が用具提供等を行う制度。南護岸では、現在、株式会社フィッシングマックスが実施している。



## ○ 涼風町自治会との協議

涼風町自治会「南護岸環境対策委員会（委員会）※<sup>3</sup>」と協議を重ね、令和5年6月にゾーニングを条件とする南護岸全面開放する方針で合意。

令和6年4月、同自治会は委員会に付与していた行政との折衝権限を取り消し、委員会と行政の直接的な折衝を停止する旨、県・市に通知。

更に、同自治会は、釣り禁止の是非について意見表明をしない方針を、県・市側に伝達。

令和6年11月末時点においては、県・市と同自治会との合意事項は、令和5年6月に合意した「ゾーニングを条件とする南護岸全面開放」が継続。

（主な協議経緯）

- ・ 令和4年度
  - 9月 試験開放について、範囲と対策について理解を得た。
  - 2月～試験開放を進める中で状況と課題を把握して協議を進める。
- ・ 令和5年度
  - 6月 ゾーニングを条件に、南護岸の全面開放について合意。
- ・ 令和6年度
  - 4/16 涼風町自治会会長名で発出された「南護岸に関する行政との取り組みについてのお知らせ※<sup>4</sup>」を受領。

※<sup>3</sup> 南護岸環境対策委員会とは、涼風町自治会規約に基づき、理事会の承認を受けて南護岸の利用の在り方に係る行政との折衝権限を一任された組織。

※<sup>4</sup> 内容：涼風町自治会理事会において、南護岸環境対策委員会へ委託されていた行政との折衝権限の取消を決定した。

## ○ 10ブロック会との協議

令和6年7月、10ブロック会※<sup>5</sup>が南護岸での魚釣り全面禁止を求める要望書を県・市に提出。

県・市は、地元総意の要望書と受け止め、協議の上、8月から南護岸を全面釣りができないエリア化することを決定。

後日、南護岸に隣接している涼風町自治会が要望書の議決を棄権していたことなどが判明したため、8月からの措置を一旦延期。

10月、同自治会は、提出された要望書は地元住民の総意を反映していないことを改めて議決した旨、県・市あてに通知。

現在、県・市と同会の協議は中断。

（主な協議経緯）

令和6年度

6/21 10ブロック会の申し出により、「ゾーニングを条件とする南護岸全面

開放」方針の見直しについて協議。

7/6 10ブロック会が、「要望書（南芦屋浜・南護岸東護岸での魚釣り全面禁止）」を、県・市に提出。

7/19 県・市は、①釣りに起因する迷惑行為が絶えないこと<sup>※1</sup>、②南護岸と住宅地が近接した特異な地域であること、③地元（10ブロック会）からの要望があること、これら3つの状況を考慮し、8月1日より南護岸を「全面釣りができないエリア化」と決定し、同会に回答。

7/27 要望書の議決に際して、最も南護岸に近接している涼風町自治会が棄権していることが判明。

10/13 10ブロック会から「ご連絡<sup>※6</sup>」を受領。

※5 10ブロック会とは、芦屋市自治会連合会の南芦屋浜地区内の9自治会で構成された組織。

※6 9月20日に10ブロック会を開催し、7月6日付けの要望書は地元住民の総意を反映したものではないことを議決したとの旨。

### ○ 行政主導による迷惑行為の実態把握

8/8 客観的なデータを把握して議論の材料とするため、県・市による週4回の南護岸巡回を開始。

9/14 秋の釣りシーズンにおける来場者増加の違法駐車に備え、駐車場入口に開門1時間前から警備員を1名配置。

9/28 前記に加え、土日祝日の早朝巡回と護岸監視カメラによる確認を開始。

10/7 試験開放開始時からの迷惑行為のデータ（アドプト締結団体や委託業者等が収集）を県・市HPで公開。

## 3 兵庫県議会・芦屋市議会における質疑

### 【兵庫県議会】

令和6年度予算特別委員会（部局審査）

3/11 南芦屋浜南護岸の利活用について（風早ひさお県議）

質疑内容はこちら

→[令和6年度予算特別委員会（第8日3月11日）No.78～No.82](#)

令和6年決算特別委員会（部局審査）

10/11 南芦屋浜南護岸の釣り場の全面開放について（長瀬たけし県議）

質疑内容はこちら

→[令和5年度決算特別委員会・速報版（第8日10月11日）No.58～No.61](#)

## 【芦屋市議会】

令和4年第2回定例会（一般質問）

6/16 南護岸でのマナーの悪いこれまでの迷惑行為について（たかおか知子市議）

質疑内容はこちら→[会議録表示](#)

令和4年第4回定例会（一般質問）

12/8 南芦屋浜の釣り場やビーチの運用について（川上あさえ市議）

質疑内容はこちら→[会議録表示](#)

令和5年第3回定例会（一般質問）

6/20 芦屋市の「海」に関する有効活用及び現状の危険箇所の対策について（橋本隆市議）

質疑内容はこちら→[会議録表示](#)

令和6年第3回定例会（一般質問）

6/18 海辺や公園をとりまく南芦屋浜護岸エリアの環境と安全管理について（たかおか知子市議）

質疑内容はこちら→[会議録表示](#)

令和6年第4回定例会（建設公営企業常任委員会）

9/3 南芦屋浜南護岸等の利用について（所管事務調査）

質疑内容はこちら→[会議録表示](#)

令和6年第4回定例会（一般質問）

9/11 アプリを活用した予約システムの導入（たかおか知子市議）

質疑内容はこちら→[会議録表示](#)